

令和4年度

学校いじめ防止基本方針

江戸川区立上小岩第二小学校

I いじめの防止等のための対策における基本的な考え方

1 いじめの定義 【いじめ防止対策基本法 第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える。それだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、人として許されない行為である。

本校では、いつでも、どの学校でも起こりうるとの危機感をもって、その防止に全力を挙げて取り組むものとする。また、いじめは、「しない・させない・許さない・見逃さない」を目標に全校体制でいじめ撲滅の対応をする。さらに、教育委員会・学校・家庭・地域住民・関係諸機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止・早期発見に努める。

いじめが疑われる場合は迅速に対応し、再発防止に努める。「いじめ」であるかの判断は、法に定められた定義に基づいて行うが、表面的、形式的に判断するのではなくいじめられた児童の立場に立つこととする。

II いじめ対策の対応・対策に関する取組

1 いじめの防止等の対策のための組織

- ①いじめの防止等に関する措置を組織的に行うため、生活指導部会を中心とした「いじめ防止等の対策のための部会」を設置する。

◎構成員

校長 副校長 教務主任 生活指導主任 養護教諭 学年主任 スクールカウンセラー
いじめを認知した場合は、該当の担任もメンバーとする。

②いじめ防止等の対策のための部会の役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
- いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

2 いじめの防止の具体的な取組

(1) 未然防止

いじめ問題を克服するために、教育活動全体を通じて、すべての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。特に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。」と理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

① 道徳教育及び体験活動の充実

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。また、道徳授業地区公開講座等を利用して、保護者・地域への啓発活動を積極的に行う。

② 学級経営の充実、学級活動・児童会活動の活性化

ひとり一人の児童たちの居場所が保障された安らぎのある学級づくりを行う。学級活動等で、ひとり一人が自分の意見や考えを交流させることで、児童のコミュニケーション能力を向上させる。また、集団として合意したことを実行させたりして、問題解決や改善をはかったりする機会を設けることで、自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

③ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止めさせ、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身につけさせる。さらに、自他の人格の大切さを認めようとする意欲や態度を育成する。また、一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

④ 学習指導の充実

授業においては、児童ができる喜び・わかる喜びが実感できるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

⑤ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、学校評議員、学校応援団やお父さん会等と定期的に情報交換を行い、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

⑥ インターネット上のいじめ防止

児童にインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることを適切に指導する。さらに、民間等の専門家を招き児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する指針を配布し、家庭でのルール等を周知徹底する。

(2) 早期発見

いじめは発見が遅れることで、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもある。そのため、日頃から児童をよく観察し、信頼関係の構築に努めることで、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。また、5年生の全員面接等、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知する。

① いじめアンケートの実施

ふれあい強化月間のアンケートを毎学期実施する。5年生については、5月に全員面接の資料となるアンケートも実施する。

アンケートの結果については、学級担任が目を通し、集計を行う。その後、全校の状況を副校長がまとめる。ただし、緊急を要するものがあれば、直ちに学年主任、生活指導主任、管理職に報告し、対応する。

② 教育相談体制の充実

各担任、養護教諭は児童たちの様子を見取り、声をかける。気になることは、随時スクールカウンセラーに相談する。児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。

(3) 早期対応

いじめを認知した場合、次の①～④に留意して、組織的に迅速・適切に対応する。

① 安全確保

いじめを認知した場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。

② 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、すぐにいじめの事実の有無を確認する。

③ 指導・支援

いじめがあったことが確認された場合は、すぐにいじめをやめさせる手立てを講ずる。また、再発を防止するため、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援を行う。また、いじめを行った児童への指導とその保護者との面談も継続的に実施する。さらに、教育委員会や教育相談所等の関係機関にも協力を得るとともに、情報交換等を適宜行いながら対応する。

④ 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

⑤ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、確認・記録した上で、当該保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。なお、内容によっては警察に通報・相談を行う。

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の判断・報告

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ◆「生命、心身または財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - 児童が自殺を図った場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害をおった場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対応を行う。

②重大事態の調査の実施と結果の提供

- 1) 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- 2) いじめ防止等の対策のための部会が中心になって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- 3) 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う
- 4) 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。

Ⅲ いじめ防止等にかかわる研修

「いじめは、いつでも、どの学校でも、どの学級においても起こりうる」という危機意識をもち、すべての教職員が児童に寄り添い、児童の行動や心の微妙な変化も見逃さない鋭敏な感覚を児童と接することができる教職員を育成する。そのため、人権プログラムを用いた研修と都教委訪問によるいじめ防止の研修を実施する。

◎取組内容の点検・評価

いじめ防止基本方針は、具体的な取組状況や達成状況について学校評価等を利用して確認する。また、いじめ防止等の対策のための部会を中心に基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。